

桐生市地域おこし協力隊募集要項(令和5年3月委嘱用)

活動概要

桐生の魅力発信・発掘業務(歴史・伝統・文化・産業・物産品・食・まち・その他)について、(一社)桐生市観光物産協会の職員として、桐生市内及び桐生市観光情報センター「シルクル桐生」を活動拠点に行っていただきます。

- 観光振興業務(イベント等含む)
- 物産品の開発、販売、プロデュース業務
- (一社)桐生市観光物産協会業務
- 地域とのつながりの創出。自身の経験や知識を活かした桐生の活性化・賑わい創出に資する活動
- 他の協力隊と連携した活動

募集定員 2名

勤務地 活動地:群馬県桐生市内全域
活動拠点:桐生市観光情報センター「シルクル桐生」(桐生市本町5丁目354番地)

募集対象

- ①令和5年3月から勤務できる方。
- ②現在、三大都市圏等※に居住していて、勤務日までに桐生市に居住し住民登録をできる方
- ③普通自動車運転免許を取得している方
- ④パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント)の操作ができ、簡単なチラシの作成、ホームページの管理、デジタルカメラによる撮影・加工やSNS(Facebook・Twitter・Instagramなど)を活用できる方
- ⑤心身ともに健康で誠実に職務を行う事ができる方
- ⑥観光振興事業やまちづくり活動において、地域住民と積極的なコミュニケーションを図り、意欲的に行動できる方
- ⑦将来的に、桐生市の観光振興に継続して関わりたいとの意欲を持っている方
- ⑧地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

活動時間等

- ①活動時間
週30時間以内。原則9時～18時(1時間休憩含む)の間で、土日祝日を含めた週5日で、そのうち週1日は桐生市観光情報センターへの勤務を行うこと(シフト制)。
- ②休暇日
週2日と年末年始

任用形態・期間

- ①「桐生市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、桐生市長が委嘱します。

(市が選定した協力隊員を雇用することを条件に業務を受託した事業者が雇用する形態)

②委嘱期間は1年間とし、最長3年まで任期延長可能です。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合などは、契約期間内であっても、桐生市は隊員の職を解くことができます。

賃金等

①報償費 月額 233,000 円(予定)

※賞与、時間外手当、退職手当等は支給しませんが、副業は可能です。

②パソコン・プリンタ借上料(通信費含む):月額 6,000 円(予定)

※活動の際に使用する場合に支給

③自動車借上料(燃料費含む):上限 10,000 円(予定)

※自家用車は活動の際に使用する場合に支給することとします。

※必ず任意保険に加入(自己負担)し、対人保証は無制限、対物保証は1千万円以上とすることを要件とします。

④桐生市内の住宅賃借料(月額上限税込み 55,000 円まで・予定)

※転居にかかる費用や生活備品、光熱水費、住居に係る敷金・礼金などの経費は個人負担

待遇・福利厚生

①委託先で社会保険(健康保険、年金保険等)へ加入します。

②活動期間中は、以下に該当する項目の活動を予算の範囲内で支給します。

・旅費

研修機関等が実施する研修プログラム等への参加費・旅費は、地域おこし協力隊の活動費予算の範囲内において支給します。

・その他活動に要する経費

活動と認める経費(総務省・地域おこし協力隊推進要綱に該当する経費)は、地域おこし協力隊の活動費予算の範囲内で支給します。

応募受付期間

令和4年9月10日(土)から令和4年11月18日(金)まで

※定員未達の場合は、締め切り後に随時募集します

選考の流れ

(1)応募方法:下記問い合わせ先まで郵送または直接ご持参ください。(郵送は当日消印有効)

(2)提出書類(提出された書類は返却しません)

・応募用紙(写真添付)・住民票抄本(住所・氏名・生年月日・性別が分かるもので、募集日以降のもの)

・自動車運転免許証写し

・応募用紙裏面に、志望動機、観光振興について、その他(自己PR等)等を盛り込んだレポートを作成してください。用紙が不足する場合は、別紙をつけてください。

(3)選考方法

- ①第1次選考(書類審査):申込受付期間終了後、結果を文書で通知します。
- ②第2次選考(面接審査):詳細については、第1次選考結果の通知にて連絡します。

※応募にかかる経費(書類、交通費等)については、個人負担になります。

※備考

勤務先である、桐生市観光情報センター「シルクル桐生」は、桐生市が(一社)桐生市観光物産協会へ運営委託している観光拠点施設です。桐生市役所観光交流課の職員も常駐しています。

問い合わせ・応募先

桐生市産業経済部 観光交流課「地域おこし協力隊募集」あて
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1 桐生市役所
TEL:0277-46-1111(内線 369) FAX:0277-43-1001
Email:kanko@city.kiryu.lg.jp

※三大都市圏等(過疎地域等条件不利地域を除く)

○三大都市圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

○政令指定都市:さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市